

別表(第2条関係)(抜粋)

第1 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この第1の表において「法」という。)に基づく申請等手数料

(1) 法第29条の規定による開発行為の許可の申請(1件につき)

開発行為の種類	開発区域の面積	手数料の額
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ヘクタール未満	8,600円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	22,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	43,000円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	86,000円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	130,000円
	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	170,000円
	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	220,000円
	10.0ヘクタール以上	300,000円
主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0.1ヘクタール未満	13,000円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	30,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	65,000円
	0.6ヘクタール未満1.0ヘクタール未満	120,000円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	200,000円
	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	270,000円
	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	340,000円
	10.0ヘクタール以上	480,000円
その他の開発行為	0.1ヘクタール未満	86,000円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	130,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,000円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	260,000円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	390,000円
	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	510,000円
	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	660,000円
	10.0ヘクタール以上	870,000円

(2) 法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請(1件につき)

次の表に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

変更の種類	手数料の額
開発行為に関する設計の変更(次項のみに該当する場合を除く。)	開発行為の種類及び開発区域の面積(次項に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の面積)に応じ、前号の表に掲げる額に10分の1を乗じて得た額
新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域に係る開発行為の種類及び開発区域の面積に応じ、前号の表に掲げる額
その他の変更	10,000円

- (3) 法第41条第2項ただし書の規定による許可の申請(1件につき) 46,000円
- (4) 法第42条第1項ただし書の規定による許可の申請(1件につき) 26,000円
- (5) 法第43条第1項の規定による許可の申請(1件につき)

敷地の面積	手数料の額
0.1ヘクタール未満	6,900円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	18,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	39,000円
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	69,000円
1.0ヘクタール以上	97,000円

- (6) 法第45条の規定による承認の申請(1件につき)

開発行為の種類	開発区域の面積	手数料の額
(ア) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものである場合	1.0ヘクタール未満	1,700円
	1.0ヘクタール以上	2,700円
(イ) その他のものである場合		17,000円

- (7) 法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付(用紙1枚につき) 470円